支部ニュース

2017年6月 No. 523

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6 メゾン文京関口 II 202 号 TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399 メールアドレス dantokyo@dream.com

	-
●共謀罪廃案に向けた取り組み	
※共謀罪を廃案に! 有楽町駅マリオン前共同宣伝行動・・・・・・・・・伊藤次彦	1
※共謀罪に対する代々木総合法律事務所のとりくみ・・・・・・・・・・田中和幸	2
※共謀罪法案廃案に向けて--渋谷共同法律事務所の取り組み・・・・・・・萩尾健太	2
※共謀罪阻止の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・並木陽介	3
※6月1日参議院参考人招致に随行人として参加して・・・・・・・・・久保木太一	4
●都政問題学習会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・末延渥史	5
●晴海オリンピック・パラリンピック選手村敷地譲渡契約住民監査請求・・・・・・千葉恵子	6
●教育勅語に関する閣議決定の撤回を求める取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
●五月集会・初参加報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 遊谷 望	9
●事務局次長就任のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・西原和俊	10
●今後の東京支部の取り組みのお知らせ	
※山添拓団員による共謀罪・改憲問題・緊急情勢報告会のお知らせ・・・・・・長尾宜行	10
※9月16日(土)~18日(月) 沖縄調査団を派遣します ご参加ください!!・・・・舩尾 遼	11
※サマーセミナー及び本部憲法企画のご案内・・・・・・・・・・・大久保修一	12
● 5月24日幹事会議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	-



共謀罪廃案に向けた取り組み

共謀罪を廃案に! 有楽町駅マリオン前共同宣伝行動

五反田法律事務所 伊藤 次彦

5月24日(水)、自由法曹団東京支部の呼びかけで国民救援会、法律会計特許一般労働組合(法会労)の3団体による共同宣伝行動を行いました。この日は日比谷野外音楽堂で共謀罪反対の集会もありましたが、25名の参加で賑々しく宣伝を行いました。救援会と法会労のメンバーもマイクを握り、団員とともにそれぞれの立場から道行く人々に訴えることもできました。

共同での宣伝行動は初めてのことではなく、2015年の安保法制の時にも行った経験があります。但し、前回と違うのは東京支部の方からお声かけを頂いたということです。



法会労は、春と秋、定期的に東京高等裁判所門前で宣伝を行っています。この中で共謀罪だけを扱う宣伝行動にとり組んではいましたが、安保法制の時のように街頭に出ていくことはできていませんでした。何かしなくてはいけないなと思っていたところでしたので、東京支部からのお誘いは、まさに渡りに船でありました。

折角の機会ですので当日訴えた話をしたいと思います。

個人的な話になりますが、ナビゲーションスポーツ(オリエンテーリング・ロゲイニング)を趣味としています。一言で言うと、地図とコンパスを便りに山野を駆け巡るスポーツです。最近は街中でも開催されることがあります。

これまでの報道で気になっていることが二つあります。一つは「花見客なら弁当とビールを持っている。犯罪を計画しているなら地図と双眼鏡は持っているだろう」という趣旨の答弁、もう一つが共謀罪の対象法律に「森林法(保安林の区域内における森林窃盗等)」が含まれているということです。

後者の件について政府は、「組織犯罪者集団が資金を集めるために不当に森林財産を売却するまた は盗む等の行為が考えられる」旨の説明をしています。

ナビゲーションスポーツは、競技の特殊性から詳細な地図を作成することが必要になります。その ため国土地理院が発行する詳細な地形図を持って、コンパス(時には双眼鏡も)や筆記用具測量器具 などを携え、山林を詳細に調査しています。植林と自然林の境界(植生界といいます)もかなり詳細 に調べることになります。

さて、ナビゲーションスポーツの調査員と植林された樹林を値踏みする組織犯罪者集団とは外形上 どのように見分けられるのでしょうか。

残念ながら日本オリエンテーリング協会から共謀罪に反対する声は聞こえてきていません。労働組合として活動していると「労働組合と共謀罪」の関係しか考えないもので、なかなかこうした団体に声をかけることができません。たたかいの舞台は参議院に移りました。短い時間の中で、このような垣根を越えて反対の声を広げるために何ができるのか。思案のしどころかもしれません。

いずれにせよ、それぞれの立場を活かし、共同し、共謀罪を廃案に追い込みましょう。

共謀罪に対する代々木総合法律事務所のとりくみ

代々木総合法律事務所 田中 和幸

当事務所では、年初から渋谷・中野・杉並地域を中心に、救援会や労組、民主団体が開催した共謀 罪学習会の講師を多数務めてきました。

4月14日には、五十嵐仁法政大学名誉教授を招いて「貧しい者から死んでいく―トランプ・安倍同盟にNOを!!」をテーマに、渋谷9条の会主催の学習会を80名超の参加で成功させましたが、その集会に先立ってJR代々木駅頭にて宣伝を行い、総勢20数名で1時間足らずの街頭宣伝で、団の共謀罪リーフを約500部配布し、署名を24筆集めました。

また、5月中旬には、約2200名の依頼者へむけて、団リーフと署名用紙を郵送し、現在、連日署名が返信されてきています。

街での反応は、徐々に関心の広がりを実感できるものとなってきており、ひきつづき、講師活動や 駅頭宣伝、署名を粘り強くとりくみ、集会参加も強めていきたいと思います。共謀罪反対の声がより 大きなものとなるよう、さらにとりくみを強めましょう。

共謀罪法案廃案に向けてーー渋谷共同法律事務所の取り組み

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

渋谷共同法律事務所では、共謀罪法案について、今年2月には事務所会議で学習会を行い、憲法違 反、治安維持法再来の弾圧立法であると位置づけ、出足早く取り組んできた。

当事務所の団員が、地域の労働組合や民商、救援会などの民主団体での学習会の講師となったり、各団体の会議での共謀罪阻止の訴え、団リーフの配布などを積極的に行ってきた。

また、居住地域の9条の会で共謀罪阻止の学習会や訴えを行っている団員もいる。

また、当事務所の事務員が世田谷救援会や、世田谷の超党派の団体である「生かそう憲法!今こそ9条を!世田谷の会」の事務局を務めている。「世田谷の会」では毎月9の日宣伝行動に取り組んでいるほか、5月19日には総会を行い、地元日本体育大学の清水雅彦教授による講演を行い、共謀罪と改憲の危険を訴えていただいた。同日は、衆議院法務委員会で共謀罪法案の強行採決がなされたが、会場には多くの人が詰めかけ、強行採決への怒りをぶつけ、共謀罪廃案への思いを新たにした。

当事務所独自の取り組みとしては、 本年2月発行の事務所ニュースに共 謀罪反対の署名を同封し、約500 筆の署名を集めた。また、毎月の事 務所の会議の前に、渋谷駅頭宣伝行 動に取り組んでいる。衆議院法務委 員全員への Fax 要請や、地元選出国 会議員への要請書の送付にも取り組 んだ。

日比谷野音での集会や、議員会館 前の集会にも、都合のつく所員が参 加するようにしている。

しかし、日常業務の多忙化のもと、



共謀罪阻止のために十分な取り組みができているか、というと疑問がある。また、最近は学習会の講師も減ってきている。

共謀罪の審議は参議院に移った。ここで、再度、気を引き締め直して、共謀罪阻止のために事務所 として立ち上がっていけるようにしていきたい。

共謀罪の審議の結果、その違憲性は明らかなので、反対する側からすれば、審議するまでもなく即時廃案にすべきである。しかし、仮に実施しようとするならば、まだまだ審議は尽くされていないことは明らかである。例えば、277あるとされる対象犯罪について、準備行為とは何が想定されるのか、逐条審議しなければ、現状では不明確であって恣意的な運用が全く防止できない。また、共謀罪の教唆はどうなるのか、よく話し合うよう勧めるという、弁護士の典型的なアドバイスが共謀罪の教唆となってしまう危険がある。この点も、審議の必要がある。さらに、組織的犯罪処罰法6条の2第2項「目的遂行罪」は、組織的犯罪集団以外でも「組織的犯罪集団に不正権益を取得・維持・拡大する目的で行われるものを計画した場合」を処罰するというものである。この点については、まだまだ知られていない。

参議院では、ぜひ、徹底審議をした上で、国会議員には、委員会室を開かせない、長演説、牛歩などで徹底的に抵抗して、審議未了廃案に追い込んでほしい、われわれも、国会外でそれを応援していきたい、が、このように書くことすら、共謀罪成立下では許されない社会になってしまうのではないか、と危惧している。

「今日ボーッとしていると、明日が危ない共謀罪」、私たちの明日を守るためにも、共謀罪を阻止しましょう!

共謀罪阻止の取り組み

旬報法律事務所 並木 陽介

5月24日(水) 18時から有楽町マリオン前にて、団本部作成のリーフ「これが共謀罪です!」の配布に、当事務所の他の弁護士とともに参加しました。有楽町マリオン前は、団でも街頭宣伝をよく行う場所であり、当事務所からもすぐ近くである以上、参加しない訳にはいきません。配布した経験のある方はご存知かと思いますが、有楽町マリオン前はなかなか受け取りの悪い場所。それでも声を出しながら配布すると、受け取ってくれるものです。仕事中のサラリーマンは、ポーカーフェイスを気取っていますが、関心がありそうに眺めながら歩く人もしばしば。とあるサラリーマン風の方から話しかけられました。その方は、なかなか職場や友人と共謀罪の話はできないが不安を感じていると言っていました。共謀罪の恐ろしさと政府の対応のいい加減さに気づく国民がますます増えてきているのだろうと思います。

リーフを30分ほど配布したその足で、同日に日比谷野音で行われた「5・24 労働法制の改悪と共謀罪の創設に反対する連帯集会」に参加。情勢報告や野党の国会議員、その他の発言に頷かされました。団員でもある山添拓参議院議員の発言も良かった。エキタスからの発言でも、大学生ながら生活のためのアルバイトで心をすり減らしている様子も語られました。共謀罪には、労働組合の労働運動を弾圧した歴史があります。今の日本も、労働法制改悪の流れの中、共謀罪が通れば労働組合が真っ先に狙われることになりかねません。この集会で掲げられた「労働運動と市民運動は『共謀』しよう!」というスローガンは、まさにその本質に光を当てた、今の情勢で非常に重要なものだと感じます。壇上からの発言や会場の熱気を心強く感じ、拳を高く、力強く突き上げて閉会。

これからのたたかいへの想いを新たにしました。

6月1日参議院参考人招致に随行人として参加して

城北法律事務所 久保木 太一

私は、6月1日の参議院法務委員会の共謀罪審議における参考人招致に、新倉修青山学院大学名誉教授(民進党推薦)の随行人として参加しました。随行人とはいわゆる「カバン持ち」のポジションなので、私は発言することもなく、ただ後方から新倉教授の勇姿を見守っていただけでしたが、この場では生で感じた参考人招致の雰囲気についてご報告したいと思います。なお、この原稿は、参考人招致から数時間後の、余韻が冷めやらぬ中で執筆しているものです。

今回参考人として意見陳述を行ったのは、新倉教授、松宮孝明立命館大学教授(共産党推薦)、日弁連民事暴力対策委員会の西村幸三弁護士(自民党推薦)の3名でした。与党側が参考人を一人しか招致しなかったのは、右から左に「何事もなく」法案を通過させたいという与党側の思惑の表れなのか、それとも共謀罪法案に賛成する立場で発言をする参考人の人材が不足しているのかという推理作業はさておき、衆議院での参考人招致同様、共謀罪法案に疑問を呈する意見が量的にも質的にも上回る参考人質疑でした。

新倉教授は、TOC 条約締結のために残されている手続は批准のみであり、国内法の整備を議論する前に一刻も早く TOC 条約を批准すべきだと力強く述べました。また、TOC 条約についての有権解釈を行うのは締約国であって事務局ではないとして、国連事務局の見解を金科玉条とする政府の態度が間違いであることを指摘しました。

松宮教授は、共謀罪法案が文言上「組織的犯罪集団」の外側にいる人間までも処罰対象としていることを指摘し、一般人は適用対象外であるという政府見解を批判しました。また、「暴力団にしか適用しない」と国会で答弁されていたものの、制定後には学生運動にも適用された凶器集合準備罪の例を挙げ、いくら適用対象を限定する旨の答弁を行っても、それを法案に明記しなければ意味がないと指摘しました。

西村弁護士は、共謀罪審議で招致されたどの与党側参考人よりも「正直」であったように思えます。 西村弁護士は、今回の法案によって共謀段階でテロを検挙することは困難であると明言しました。

普段の国会審議を「強弁」と「答弁拒否」によってなんとかしのいでいる政府与党側にとっては、「良心のある」参考人による意見陳述の場は苦痛でしかないのだと思います。その証拠に、自民党の山下議員は与えられた質問時間をほとんど使わないままで質問を終え、公明党の佐々木議員は新倉教授と松宮教授に質問を一切投げないまま質問を終えました。

私は共謀罪法案に関する国会審議をずっとチェックしているのですが、私は共謀罪法案の審議は不十分だとは思いません。共謀罪法案がとんでもない欠陥法案であることは今までの審議で十分に明らかであり、廃案以外の選択肢はもはや存在しないと思います。

参考人招致に知恵と勇気をもらいつつ、共謀罪成立阻止に向けた戦いに邁進したいと思います。



都政問題学習会

革新都政をつくる会事務局 末延渥史

1 小池都政誕生から1年

小池都知事が誕生してからほぼ1年が経つ。小池都知事は、支持政党をもたず、都民の世論を背景に当選したが、テレビのキャスターをしていた当時の人脈を使ってマスコミをうまく使っているといわれている。YOMIURI ONLINE の深読みチャンネルでは、「都議会とのバトル、築地市場の移転に関する不適切な関係、東京五輪の会場(特に経費)をめぐる問題など、政策よりも政局的な話題が先行している」と指摘されているが、実際、小池知事の動きは、問題を政局化することで、都民世論を味方にひきよせるものと思われ、これらの問題で具体的な政策はほとんど示されていない。

オリンピックの見直し問題についても、施設の見直しや地方開催が話題になったが、結局、舛添 前都知事時代の枠組みに戻っている。オリンピックに関する総経費を試算してみたが、インフラ整 備などをあわせた総経費は5兆円を超えことになる。

豊洲問題については、都政史上に汚点を残す。築地市場の豊洲移転は、石原元都知事のトップダウンで決められたが、都心一等地である築地の跡地利用と破たんした臨海副都心開発の救済を狙ったものであった。跡地にカジノを作るという話もあった。国、東京都、大手流通資本、ゼネコンなど政財界の思惑が交錯している。

小池都知事は、専門家会議・プロジェクト専門チームなどを作っているが、そこに都民の参加がない。小池都知事は、昨年12月に、実行プラン(都民ファーストでつくる「新しい東京」・長期計画)を公表したが、内容を分析すると、子育て支援など都民世論を反映した施策もみられるが、国家戦略特区を活用した東京駅周辺の開発が謳われるなど、全体として石原・猪瀬・舛添都政を継承している。小池都知事の姿勢を端的に言えば「財界戦略の枠内での都民との矛盾の調整」ということができる。

例えば、保育施設拡充による待機児童の解消を掲げているが、このことは財界の利害と一致している。すなわち、労働人口の減少→女性労働者の活用→子育て環境・保育所を作るという発想である。一方で、高齢者施策には冷たい。外郭環状道路などビジネス都市づくりのための大規模インフラに投資する姿勢も顕著である。最近は、民間施行の再開発に税金を投入することが当たり前になってきている。小池都知事サイドが、都知事選で都市計画道路の見直しについて言及したことから、関係住民では見直しが期待された。ところが、今年初め、所管の建設局長が色々説明して理解いただいたとの話をした。おそらく見直しはされないだろう。住民は反対運動を頑張っている。裁判もあらたに3路線(現在2路線)で訴訟準備をしている。住民は境界測量をさせない(都は登記ができない)ことで、都の動きにストップをかけている。

2 あるべき都政とは

住民の福祉を増進(地方自治法)することが、あるべき都政の姿である。再開発の推進などは地元住民の利益になっているとはいえない。革新都政をつくる会の機関紙で革新都政の考証をおこなっている。革新都政は座標軸となるもので、美濃部革新都政時代の理念を再確認する必要がある。

3 都議選で問われるもの

小池都知事は、小池 vs 都議会自民党を都議選の戦略としようとしているが、これは「偽りの対立軸」。小池都知事は未だに自民党籍(5月24日現在)のままである。そもそも、小池都知事は、知事選で当初、自民都連に推薦を依頼した。2017年度予算も、一部で都民要求の反映はあるが、

全体として、福祉きりすて大型開発推進の枠組みはこれまでとおおきく変わりない。自民党は、豊洲移転問題などで巻き返しをはかっている。都民ファーストは、豊洲問題で『知事の判断を尊重します』と政党ととしての政策・態度を放棄している。これでチェック機能が果たせるのか。小池都知事の私的諮問機関のメンバーはトップダウンで決められており都民の参加の道は閉ざされている。知事は大型再開発を推進している。小池知事と都民ファーストの実像を明らかにすることが重要。

都民ファーストが与党として、過半数をとると、チェック機能が働かなくなる。公明党も与党化している。自民党都政の枠組みを転換し、チェック機能を働かせるためにも、革新・民主勢力の前進が不可欠である。

≪質疑応答≫

- Q 情勢が動いている中、革新勢力が票を取れるか、そのためには何を押し出すべきか
 - → 豊洲問題が争点となっている。同時に、暮らし・福祉を守る、その障害である大型開発の見直しがポイントになるのではないか。例えば、外郭環状道路は2兆円(1メートル1億円)もかかる。そのような具体的な数字を挙げて訴えることも重要であると思う。都民生活に根ざした訴えを押し出すべきではないか。憲法そして共謀罪の問題を国政問題としないで、都議会で改憲勢力を伸ばすのか、それとも安倍政権の暴走を阻止し、憲法改悪、共謀罪を許さない議席を伸ばすのかを争点としていくことも重要。

Q 豊洲問題はどうなりそうか

→ 基本的には移転方向で、小池都知事は都民の世論を見極めながら進めると思われる。見直し PT座長から示された案は、臨海副都心救済のアクセス道路環状2号線が通る前提となってお り、青果の移転が前提とされていたため、紛糾している。豊洲市場の汚染対策は封じ込めに過 ぎず、無害化するには、すべての土を入れ替えるしか方法はない。莫大な建設費が投じられた ことなどをもって移転を主張する動きもあるが、最優先すべきは「食の安全」と思う。

講師の末延さんは、革新都政を作る会事務局のほか、現在、オリンピック・パラリンピック都 民の会の事務局、特定整備路線全都連絡会の事務局として都政問題全般に取り組んでいらっしゃ います。

(この原稿は5月24日学習会での講義内容に講師が加筆したものです)

晴海オリンピック・パラリンピック選手村 敷地譲渡契約住民監査請求

渋谷共同法律事務所 千葉 恵子

- 1 本年5月19日、東京都監査委員宛に晴海オリンピック・パラリンピック選手村敷地譲渡契約に 向けた一連の行為について都民58人が監査請求をしました。
- 2 問題となっている土地は、晴海5丁目西地区と言われる場所で、都心部と臨海副都心を接続する 位置にあり、東京駅から3~4kmの距離にある、好立地の場所で、13万3906.26㎡の広さ です。東京都が単独所有者でした。

その土地上に2020年開催予定のオリンピック・パラリンピックの選手村が建築されることと

され、民間事業者(特定建築者)が建築してその建物を大会組織委員会が賃借料38億円を上限として賃借し、大会終了後は民間事業者(特定建築者)が超高層タワーを含む合計24棟の高層住宅に転用して分譲するプランがだされました。

また、選手村の整備は東京都による個人施行の第1種市街地再開発事業によること、特定建築者制度を導入することとされました。

特定建築者となったのが、大手デベロッパー11社です。2016年12月5日これらの会社が施行者である東京都と総額129億6000万円という価格で本件の土地について譲渡契約を結んだのです。周辺相場からする約1300億円の土地の売買価格が9割引きの金額とされたのです。

- 3 都民の財産である都有地が周辺相場の約10分の1という不当に廉価で売買契約がなされたことに関して、それまでの一連の行為も含めて監査の対象となる財務会計行為として監査請求をしました。都有地の違法、不当な低廉価格による売却処分による損害を回避又は補填するために必要な措置を講じることを都知事に勧告するように求めました。
- 4 本件では、東京都が敷地の単独所有権者、施行者、認可権者という1人3役、個人施行の第1種 市街地再開発という手法により脱法、違法な行為が行われました。

売買について条例又は議会の議決(地方自治法237条1、2項)もなく、適正な価格であるかどうかについて東京都財産価格審議会における評価(東京都財産価格審議会条例第2条1項)もありません。

特定建築者の手法を使い、一般競争入札(地方自治法234条)もされていません。

このように再開発の手法により、地方自治法による規制をかいくぐっているばかりか、都市再開発法の規定すら脱法しています。

土地の単独所有者である東京都は、権利変換において建物の床などの権利を取得することとせず、 転出申出をしました。現在の土地の所有者は施行者である東京都です。この場合、失われる土地の 価格は権利変換期日における近傍類似の土地の取引価格を考慮して定める相当の価格としなけれ ばならないのですが(都市再開発法80条)、土地所有者の全員が同意すれば80条によらなくて もよい、という規定(都市再開発法110条)を利用して、この規定を脱法しています。

1人3役、権利者が1人ということで再開発法の手続の適正をはかるべき規制も機能していません。

129億6000万円の売却価格についての説明として、選手村としての仕様としなければならないこと、オリンピック、パラリンピック開催後に売却となることから売却までに一定の日数がかかる事などを上げられていますが、9割引きの理由としては納得できるものではありません。

5 今後についてですが、6月15日に意見陳述が予定され、監査請求についての判断は7月中旬に は出されると思います。

この問題に取り組んで来た都民の方とともに頑張りたいと思います。結果次第では住民訴訟も考えられます。現在の代理人は同じ事務所の淵脇、小林、吉田各団員です。支部の団員の方で興味のある方は弁護団に参加して下さればと思います。



教育勅語に関する閣議決定の撤回を求める取り組み

事務局次長 仲里 歌織

1 教育勅語に関する閣議決定等の問題

安倍内閣は、森友学園問題に関わり3月31日、教育勅語を容認する答弁書を閣議決定しました。 また、4月3日には菅内閣官房長官が徳目について肯定的にとらえ教材として用いることを容認 し、4日には松野文科大臣が道徳の教材として用いることを許容し、7日には義家文科副大臣が園 児に教育勅語を毎朝朗唱させることについて「教育基本法に反しない限りは、問題のない行為」と 発言しました。

安倍内閣の閣議決定の意図するところは、単に歴史上の事実を知識として学ぶための教材という 位置づけではなく、教育勅語の内容を肯定し学校教育において教材として用いることを容認するも のです。

そもそも教育勅語は侵略戦争の精神的支柱の役割を果たし、個人の尊厳を中核とする憲法と全く相容れないことから1948年に衆議院・参議院でそれぞれ排除決議、失効確認決議がされています。特に衆議院では教育勅語の根本理念が基本的人権を損い憲法に反することが明確に示されています。

それにもかかわらず安倍内閣が教育勅語の内容を肯定し学校教育において教材として用いることを容認することは、国会決議を踏みにじるものであり、また憲法尊重擁護義務にも反するもので断じて許されません。支部では、5月15日付で、安倍内閣の閣議決定に強く抗議し、即時の撤回を求める旨の支部長声明を出しました(詳細は支部HPでご確認ください)。

2 文科省、内閣府への要請

支部では、5月31日に、「教育勅語の内容を肯定 し学校教育の教材として用いることを容認する安倍 内閣の閣議決定に抗議し、撤回を求める」支部長声 明、要請書を持って、文科省及び内閣府に行き、閣 議決定等の問題点を伝え、即時の撤回をするよう要 請活動を行いました(小部支部長、平松事務局長、 舩尾次長、西原次長、大久保団員、久保木団員、担 当次長の仲里が参加)。

文科省では、大臣官房総務課法令審議室審議第二



係の担当者と面談の上、2005年に文科省幼児教育課が、「教育勅語を教えるのは適当ではない。 教育要領でも園児に勅語を暗唱させることは想定していない」と回答し、教育勅語に否定的な態度



をとってきたことを指摘し、70年守ってきた路線を 変更することのないよう求めました。

内閣府では、大臣官房総務課の調査役と面談の上、 内閣官房長官らは「親を大切にするとか、兄弟姉妹仲 良くするとか、友達はお互いに信じあうなどといった 項目もある」とし、徳目について肯定的に評価してい るが、排除決議の趣旨説明の際には教育勅語の徳目を 部分的に評価することも明確に否定されていたことを 強調し、速やかに撤回をするよう求めました。

文科省、内閣府いずれにおいても、教育勅語に関する要請が複数きている状況のようでしたが、法律家からの指摘は貴重である旨述べており、内閣府においては、要請書を官邸に届けるとともに、要請内容のメモを起こし官邸に報告をする旨約束頂きました。

3 教育勅語の本質的な問題点

教育勅語では、国家のために死ぬことが最も

重要であることが強調されており(教育勅語の官定版解説書である「勅語衍義」では、「世ニ愉快ナルコト多キモ、眞正ノ男子ニアリテハ、國家ノ為メニ死スルヨリ愉快ナルコトナカルベキナリ」と記されています!!)、このような教育勅語を肯定する事態は極めて深刻です。

FAXニュースにおいて、みなさまに要請書の雛形を送付しましたので、要請書を活用し、多くの団員に抗議の声をあげて頂きたく、よろしくお願いいたします!!

五月集会 · 初参加報告

弁護士法人·響 澁谷 望

1 はじめに

群馬・磯部において、開催されました五月集会に初めて参加致しました。私は、5月21日の全体会からの参加です。

2 一日目

全体会では、君島東彦教授の講演がありました。憲法9条を、6面の切り口から考察するという 斬新的な思考を知ることで、条文に対する多角的な視点を得られたように思います。この度は、憲 法を学術的なスタンスから改めて学ぶ良い機会になりました。

分科会では、労働・格差・貧困に参加致しました。そのなかでも、時給1500円運動についての後藤道夫教授の説明は、驚くことが多かったです。具体的には、時給1500円運動は、家計補助賃金の下限から、勤労者が普通に暮らせる賃金の下限という最低賃金の位置及び機能の転換の動きであるとみられることや、1500円という金額が、最低生計費資産調査で現れた平均値と近似していて、掲げる金額として妥当であること(=リアリティーがある)を知ることができたのは、大きな収穫でした。

夕方からの懇親会は、諸先輩方と交流させていただいたほか、同期との親睦を深めることができました。

3 二日目

労働の分科会に参加致しました。先輩方が、全国各地において、まさに今戦っている事件や裁判をたくさん伺えました。中には、私が知らなかった労働問題を知ることができましたので、刺激的で、非常に勉強になりました。

4 さいごに

群馬・磯部は、本当にのどかで、温泉街の風情が感じられるいい場所でした。そんな静謐な場所において、団員の方々の情熱を感じることができた五月集会は、忘れられないものになりました。

事務局次長就任のご挨拶

事務局次長 西原 和俊

この度、自由法曹団東京支部の事務局次長に就任いたしました、西原和俊(69期)と申します。 弁護士1年目の新人として、毎日のように未経験の問題に直面しながらも、非常に密度の濃い半年 を過ごしてきたと感じています。私のような新人に次長が務まるのかという不安はありますが、貴重 な機会をいただけたことに感謝し、未熟ながら精一杯取り組む所存です。

私が所属している弁護士法人・響についてもご紹介させていただきます。弊所は今年で設立3周年を迎えるにいたり、今月には設立記念レセプションを予定しています。レセプションには弁護士として平和や人権問題に取り組まれている諸先輩方をお招きし、社会的活動により憲法的価値を実現するという弊所の基本理念を、所員一同で再認識する機会にしたいと考えています。事務所の歴史としてはまだまだ浅く、所属弁護士も若手中心ではありますが、このような若い力を結集させることで団東京支部活動のさらなる活性化の一助となれるよう所員一丸となって取り組んでまいります。

私自身も、この度いただいた機会を活かし、先輩次長の諸先生方のように団東京支部の活動を支え、 引っ張っていけるような存在になれるよう日々努力してまいりますので、お力添えのほど何卒よろし くお願いいたします。

今後の東京支部の取り組み

山添拓団員による

共謀罪・改憲問題・緊急情勢報告会のお知らせ

幹事長 長尾 宜行

いよいよ参議院において共謀罪法案の審議がはじまりました。法案成立を阻止するたたかいは、まさに正念場を迎えようとしています。また、今年の憲法記念日において、安倍首相は、憲法9条に3項を追加し、現行の自衛隊を正面から認知する改憲を、2020年までに実行することを表明しました。この間、自民党内においても、緊急事態条項の創設、教育の無償化と合わせて三点での明文改憲を実行するという方向で、まとまりつつあるようです。

このように共謀罪や改憲をめぐる情勢は、緊迫の度を増しています。そこで、国会において、これらをめぐるたたかいの先頭に立って奮闘している参議院議員の山添拓団員(日本共産党)をお招きして、以下のとおり、緊急情勢報告会を、開催することとしました。多数のご参加をお願いいたします。

■ 日 時 2017年6月21日(水)午後4時~5時30分ころ

■ 場 所 団本部会議室

当日は、午後2時から支部幹事会を開催します。幹事以外の方でも参加できますので、幹事会のほうにも多数ご参加ください。

なお、国会会期の延長等の状況により、当日山添団員の出席が困難となる場合もありえます。その 場合、衆議院議員(日本共産党)の出席となりますことを、予めご了承ください。

9月16日(土)~18日(月) 沖縄調査団を派遣します ご参加ください!!

(若手団員には支部から参加費補助があります!!)

事務局次長 舩尾 遼

■日時 2017年9月16日(土)~18日(月)

16日は12時那覇空港集合、18日は16時現地解散(予定)

■訪問(予定) 1日目 那覇近辺戦跡めぐり、団沖縄支部との交流

2日目 高江ヘリパッド、辺野古新基地訪問

3日目 嘉手納、普天間基地見学等

可能であれば、伊江島 (米軍による土地強奪について学びます) を旅程に加えたいと思います。

「なお、伊江島に行く場合は辺野古訪問は3日目になる可能性があります。」

- ■募集人数 最大20名程度(団支部の活動として、交通費・宿泊費等はぜひとも所属事務所での負担をお願いします。事務所での費用負担が難しい場合には、64期以降の支部団員を対象に1人最大2万円の補助を予定しています。)
- ■航空券・宿 往復の航空券は各自で取って頂きますようお願いいたします。宿泊は支部 で手配予定ですので、参加を希望される方はお早めにご連絡ください。
- ■申し込み 自由法曹団東京支部事務局奥住宛

 $\mathcal{F} - \mathcal{V}$ dan to kyo@dream. com FAX 03-5227-8257

1 沖縄の情勢

沖縄では、米軍基地はいらないという民意が明確に示されています。2014年1月に行われた名護市長選挙では辺野古新基地建設に反対する稲嶺市長が再選され、続く9月に行われた名護市議会選挙では辺野古新基地建設反対派が勝利し議会の多数派になりました。11月に行われた知事選では、翁長知事が10万票の大差で圧勝し、12月に行われた衆議院選挙では、沖縄の全選挙区で辺野古新基地建設を掲げた候補者が勝利しました。そして、2016年7月に行われた参議院選挙では、辺野古新基地建設反対を掲げたオール沖縄の伊波洋一氏が現職大臣を破って当選しています。

このような沖縄の民意をないがしろにして、安倍政権は基地建設を強行しています。参議院選挙が終わった翌日の2016年7月11日、安倍政権は突如として沖縄県高江のヘリパッド建設準備を開始しました。そして、全国の機動隊を動員して、非暴力による座り込みをする住民を力ずくで排除するという弾圧を強行し、自衛隊のヘリを使ってまで資材搬入を強行し、ヘリパッドを完成させて2016年12月22日、北部訓練場の返還式典を行いました。

そのような情勢のなか、2016年12月13日夜から14日未明にかけて、沖縄県で給油訓練中のオスプレイが2機墜落しました。給油訓練中の事故であったが、十分な原因究明もされないまま事故からわずか6日後にオスプレイの飛行訓練が再開されました。安倍政権は在日米軍に飛行停止を要請したが、飛行再開に対して強く抗議をしませんでした。そして、給油訓練も事故から一か月たたない2017年1月6日正午、事故原因究明がされないまま、オスプレイの給油訓練が再開されました。

また、辺野古新基地建設について安倍政権は、翁長知事が埋立承認取消の撤回を求めた国の指示に従わないとして、地方自治法に基づく違法確認訴訟を福岡高裁那覇支部に提訴しました。承認取り消しを撤回しないことが違法であることが2016年12月20日、最高裁で確定しましたが、

最高裁判決は、高裁判決からわずか5か月あまりの異例の速さでなされたものであり、正に結論ありきの判決でした。この最高裁判決を受けて、安倍政権は辺野古新基地建設を再開しました。

まさに新基地建設ありき、アメリカの言うとおりに沖縄では米軍基地建設が強行されているのです。

翁長知事は、沖縄県民の民意の後押しを受けて、公有水面埋め立て承認の撤回を必ずおこなうと して、全面的に安倍政権と対決する姿勢を明らかにしています。

2 東京支部で調査団を派遣します

団東京支部では、昨年来「沖縄県高江でのヘリパッド建設及び警視庁を含む全国の機動隊派遣中止を求める決議」をあげて、防衛省や警視庁に申し入れをし、「辺野古新基地建設強行に反対する支部総会決議」をあげるなどしてきました。また、警視庁機動隊が高江に派遣されたことを受けて、機動隊に対する給与の支出が違法であり、これを返還するよう求める住民監査請求、これに引き続く住民訴訟を提訴するなど、新基地建設反対・全ての米軍基地撤去を求める取り組みをしてきました。

そして、上記のような現在の沖縄をめぐる情勢を踏まえると、団東京支部の取り組みを更に強化することが必要です。

つきましては、基地建設をめぐる沖縄の実情を深く知り、今まで以上に新基地建設反対・米軍基 地撤去を求める活動を展開するべく、これらの課題に積極的に取り組みたい若手を中心とした団員 を募集します。一部参加も可能ですのでお問い合わせください。

3 若手団員のみなさんのご参加をお待ちしております。

上記活動趣旨から、東京支部から多くの若手団員の参加を呼びかけます!すでに NBFes (辺野古新基地建設に反対する若手有志の会) 所属の団員から多くの参加の声が上がっています。

宿の予約などの都合がありますので、参加を希望される方は、自由法曹団東京支部まで6月15日までにメール、あるいはFAXにて①お名前、②ご連絡先、③事務所での費用負担が難しい場合はその旨、のご連絡をお願いいたします。

サマーセミナー及び本部憲法企画のご案内

事務局次長 大久保 修一

◎ 団支部サマーセミナー

- 日時 2017年8月25日(金)~26日(土)
- 場所 ホテルリゾーピア熱海 (静岡県熱海市東海岸町 13-93 TEL: 0557-83-5959)
- 講師 青井未帆先生(学習院大学法科大学院教授)

◎ 団本部改憲対策本部主催憲法問題合宿集会

- 日時 2017年8月30日(水)~31日(木)
- 場所 熱海金城館 (静岡県熱海市昭和町 10-33 TEL: 0557-81-6261)
- 講師 渡辺 治先生(一橋大学名誉教授)

安倍首相は、憲法記念日である5月3日、「民間憲法臨調」と「美しい日本の憲法をつくる国民の会」 (いずれも日本会議系)が共催した改憲集会にビデオメッセージを寄せ、「(憲法)9条の1項、2項 をそのまま残し、その上で自衛隊の記述を書き加え」「2020年を新しい憲法が施行される年にした い」と明言しました。

安倍首相が提唱した9条3項に自衛隊の記述を書き加える改憲案は、日本会議が提案する9条改憲 案に依拠するものであって、自衛隊の活動を制限してきた9条2項の空文化を狙いとしています。海 外での武力行使を可能にする足がかりとしようとする提案に他ならず、絶対に阻止しなければなりま せん。

20年の憲法施行のために、今夏以降、自民党内での改憲論議が急加速し、改憲をめぐる情勢が緊 迫化していくことが予想されます。

そこで、支部では毎年恒例のサマーセミナーで会見を巡る議論状況について、自民党改憲案、特に 9条改憲案や教育の無償化等の「自民党改憲案を斬る」をテーマに青井美帆学習院大学教授に講演い ただき、私たちがどのような取り組みをする必要があるかを討論する企画を準備しています。

多くの団員の参加をお待ちしております。

5月24日幹事会議事録

1 報告事項・確認事項(この間の主な取り組み)

- ・5月1日 メーデー 原宿駅前・神宮橋で80人参加 2000枚のリーフを配布
- ・5月3日 5・3憲法集会&デモ
- ・5月16日 共謀罪廃案を求める日比谷野音集会
- ・5月18日 日弁連主催:市民の人権・自由を広く侵害する共謀罪創設に反対する集会
- ・5月19日 共謀罪法案廃案を求める国会前行動
- ・5月24日 団支部・救援会東京都本部・法会労共催有楽町マリオン前 宣伝行動
- ・5月29日・30日 共謀罪法案廃案を求める国会議員会館前行動
- ・5月31日 共謀罪法案廃案を求める日比谷野音集会

2 情勢及び取り組み

■ 五月集会報告

初日の全体会学習会は君島東彦先生。憲法9条の意義や役割の説明。安倍改憲の柱である9条3項の新設について、これまでの護憲派を含めて多くの国民が賛成するのではないか。自衛隊を憲法上の位置づけにするにとどまらない意味を持つことを明らかにすることが必要。護憲派に説明責任があるとの説明について質疑が多くなされた。また護憲派の切り崩しが行われるのではないか。安倍改憲ついての背景、危険性について概ね理解ができたのではないか。

また、共謀罪の講師が憲法の明文改憲を語っていた。安倍明文改憲への強い関心があったのではないか。

共謀罪については、6月18日までの30日間は厳しいのではないか。都議選もはさむ。明文改 憲共謀罪もテーマになる。そうすると強行採決を公明党が嫌がるのではないか。7月2日まで採決 を入れないのではないか。逆に言うと廃案の可能性もある。

■ 憲法

- ・団本部8月30、31日に熱海で憲法合宿開催。講師の渡辺治先生は改憲を巡る情勢を踏まえた 基調報告がある。
- ・支部のサマーセミナーでは、改憲を巡る情勢よりも改憲を巡る「自民党改憲案」の理論的な問題点を明らかにするよう自民党改憲草案3本を斬るという内容で講演を要請する。
- ・6月に山添議員に学習会を開催してもらう予定(情勢次第で講師が変更となりうる)

- 治安警察問題 共謀罪関係
 - ・4月28日新宿西口街頭宣伝 山田聡美団員が弁士
 - ・5月31日日比谷野外音楽堂集会、6月10日国会包囲行動へ参加呼びかけを行う
 - ・各事務所で国会前行動にできる限り参加する。
 - ・共謀罪リーフレット 3万1900~3万2900部 支部では4万部の普及を目指す
 - ・城北・南部はリーフの受け取りが良くなった。東部でもリーフをまき、顧問先に渡している。学習会要請もある。渋谷も頑張っている。代々木は余り受け取りが良くなかった。民主団体から直接要請が来ている。多摩地区では集会や週1で宣伝をしている。
 - ・各事務所の取り組みについて支部ニュースで報告する。
 - ・徹底審議をして問題点を明らかにして廃案にせよというスローガンで頑張る
- 沖縄・新基地関係
 - ・ 沖縄支部団員から五月集会で来てほしいとの要請
 - ・ 事務所で参加費の援助が難しい場合には支部負担。
- 教育問題関係
 - 家庭教育支援法案の問題

家庭教育支援法案の学習会を団本部教育問題委員会で企画中(団、新婦人、全教共催)。

日時: 2017年7月30日(日) 13:30~15:30 (開場13:00)

場所:機械工具会館(田町駅近く)

講師:二宮周平先生(立命館大学教授)

児童養護施設などの子ども達の進学を応援している団体等から聞き取りを行い、家庭教育支援法 案の問題をより深く理解する取り組みも行っている。

・教科書検定の問題

6月15日に教科書検定関係資料を閲覧しにいく(文科省情報ひろばラウンジ)。

・教育勅語の問題 支部長声明の執行

5月31日に文科省及び内閣府に要請行動

3 当面の日程など

- 共謀罪 NO 実行委員会、戦争させない!総がかり行動実行委員会・戦争する国づくりストップ! 憲法を守り・いかす共同センターによる共謀罪反対の取組予定
- ◎ 辺野古新基地建設と共謀罪新設を許さない!国会包囲行動
- 6月10日(土) 14:00~15:30 国会議事堂周辺
- ◎ 日比谷野外音楽堂集会&銀座デモ(仮称)
- 6月13日(火)18:30~ 日比谷野外音楽堂集会 銀座デモ
- ◎議員会館前行動 (衆議院第二議員会館前)
- 6月13日(火)~6月16日(金)

12:00~13:00 議員会館前行動

13:30~16:00 議員会館前座り込み

18:30~19:30 議員会館前行動(13日除く)

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします!

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

团体所得補償保険+団体長期障害所得補償保険(GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- ■保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ■ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- ■国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単です!

【①所得補償保険】

- ●病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、 または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ●ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償します。 ※D·E·F·R·S·T型の場合
- ●所定の精神障害による就業不能も補償します。

く保険料表> スタンダードブラン、A型、支払対象外期間7日、団体割3/25%、 職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、 保険料単位:円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年	
25歳~29歳	820	990	
30歳~34歳	1,000	1,250	
35歳~39歳	1,260	1,640	
40歲~44歲	1,570	2,100	
45歳~49歳	1,870	2,540	
50歳~54歳	2,170	3,000	
55歳~59歳	2,300	3,230	
60歳~63歳	2,410	3,420	

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします!

【② 団体長期障害所得補償保険(GLTD)】

- ●病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に 補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ●所定の精神障害による就業障害も補償します。※最長2年間
- ●長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減 りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせて お支払いします。

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、 く保険料表> 保険料単位:円(保険金額10万円あたり)

	対象期間: 70歳まで※加入時65~89歳の方は一律3年			
支抵対象が 対限 強年齢	372日		737 🛮	
	男性	女性	男性	女性
25歳~29歳	993	875	949	843
30歳~34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳~39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40族~44族	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳~49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳~54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55族~59族	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳~63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

〈取扱代理店〉 株式会社宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F TEL: 03 (3405) 8661

く引受保険会社> 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3

TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976 、平成25年11月11日)